交	L11－10	運転シミュレータシステム AM3300K4－CH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－11	運転シミュレータシステム AM3300Y4－CH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－12	運転シミュレータシステム AM3300A4－CH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－13	運転シミュレータシステム AM3300B4－CH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－14	運転シミュレータシステム AM3300K3－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－15	運転シミュレータシステム AM3300Y3－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－16	運転シミュレータシステム AM3300A3－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－17	運転シミュレータシステム AM3300B3－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－18	運転シミュレータシステム AM3300K2－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－19	運転シミュレータシステム AM3300Y2－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－20	運転シミュレータシステム AM3300A2－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－21	運転シミュレータシステム AM3300B2－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
交	L11－22	運転シミュレータシステム AM3300S2－OH	株式会社日立ケーイーシステムズ 千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号

○東北地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大岩川字岩清水一八八番一から同市山田字小京田二二三番三まで	前	一一・二〇～二六七・八〇メートル	二四・九四八キロメートル
	後	一一・二〇～二六七・八〇メートル	二四・九四八キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市中清水字玉作一四〇番一から同市中清水字玉作一四七番一まで	前	四二・一〇～五九・五〇メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	四二・八〇～六三・四〇メートル	〇・〇四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市中清水字玉作一〇八番一から同市下清水字田中二八番二まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

○東北地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	尾花沢市大字名木沢字宮ノ下三三三一番から同市大字名木沢字坂本沢無番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日